

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所を飛島村役場内に置く。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (5) 地方公共団体が運営する有償の公共交通事業の必要性、運賃及び料金等に関する事項

- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民及び利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 名古屋港湾事務所長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者

(8) 愛知県、名古屋市、飛島村、名古屋港管理組合等の関係行政機関の職員で、各機関の長が指名する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会長が必要と認める者

3 必要に応じて意見を求めるため、協議会にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の翌年度の 5 月 3 1 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 座長 1 名

(4) 監事 2 名

2 会長は村長とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は副村長とし、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 座長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。

5 座長は、協議会の会議の議長となる。

6 監事は、協議会の監査事務を行う。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は都合により代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

附 則(平成22年訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年3月31日から施行する。

(飛島村地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 飛島村地域公共交通会議設置要綱（平成 21 年訓令第 10 号）は、廃止する。
（経過規定）

3 この訓令施行の際現に飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会の委員である者の任期は、平成 23 年 5 月 31 日までとする。

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会委員名簿（第4条関係）

（敬称略・順不同）

委員区分	職 名	氏 名	役職名
第1号	飛島村議会議長	鈴木 康祐	
	飛島村区長会長	服部 保彦	
	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長	嶺木 昌行	
	偕行会リハビリテーション病院事務長	清原 義徳	
第2号	愛知工業大学工学部客員教授	伊豆原 浩二	
第3号	国土交通省中部運輸局 愛知運輸支局首席運輸企画専門官	小林 博之	
第4号	国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾事務所企画調整課長	黒川 利樹也	
第5号	三重交通(株)桑名営業所長	大井 秀寿	
	名古屋近鉄タクシー(株)蟹江営業所長	山口 敏治	
第6号	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	古田 寛	
第7号	愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長	小林 宏	
第8号	愛知県地域振興部交通対策課主幹	古橋 昭	
	愛知県海部建設事務所維持管理課長	今村 三千夫	
	愛知県港警察署交通課長	八木 智	
	愛知県蟹江警察署交通課長	岡田 直樹	
	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課長	長嶋 利久	
	名古屋港管理組合 企画調整室長	錦見 桂司	
	名古屋港管理組合 港営部長	中山 武彦	
	弥富市総務部長	佐藤 勝義	
	蟹江町政策推進室長	伊藤 芳樹	
	飛島村村長	久野 時男	会長
	飛島村副村長	服部 高幹	副会長